



山形県公報

平成23年3月11日(金)
第2226号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………(青少年・男女共同参画課) ……208
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……209
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……210
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……211
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……212
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………215

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………216
- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第163号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
194	BE-BOY GOLD 2011 2月号	17779-02	リブレ出版(株)	著しく青少年の性的感情を刺激しその健全な育成を阻害するおそれがある。
195	特選恋愛ファイル② ㊦ ご近所恋愛 -お隣さんには秘密の恋-	50524-20	(株) 芳 文 社	
196	春輝スペシャル 働くお姉さんVSスポーツ少女	57620-55	(株) 竹 書 房	
197	ヤングアニマル嵐 2011 No.3	28307-3/1	(株) 白 泉 社	
198	㊦人妻ざかり淫乳づくし	57620-57	(株) 竹 書 房	
199	山崎大紀の本当にあったHな話 つゆだく人妻攻略術!	57963-37	(株) ぶ ん か 社	
200	ちび 本当にあった笑える話 ガールズコレクション Vol.14	57963-29	(株) ぶ ん か 社	
201	禁じられた男と女 嫉妬深い人妻編	52778-76	(株) 日 本 文 芸 社	
202	男と女の交差点 挑発的な人妻編	52778-80	(株) 日 本 文 芸 社	
203	お姉さんといっしょ	57621-35	(株) 竹 書 房	
204	戦国おんな絵巻	50439-04	(株) リ イ ド 社	
205	大奥 大江戸秘め事白書	44655-14	(株) 宙 出 版	
206	いんデレお姉さん	50444-20	(株) リ イ ド 社	
207	ラブホなお仕事 ③	50525-40	(株) 芳 文 社	
208	チェリー	50180-64	(株) 双 葉 社	
209	コイバナ診察室 ①	57621-53	(株) 竹 書 房	

山形県告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社在宅福祉サービスひまわり	デイサービスひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	通 所 介 護	平成23. 2. 28
有限会社長谷川電器商会	さふらん鶴岡店 鶴岡市泉町5番72号	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	同

山形県告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社在宅福祉サービスひまわり	デイサービスひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	介護予防通所介護	平成23. 2. 28
有限会社長谷川電器商会	さふらん鶴岡店 鶴岡市泉町5番72号	介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第166号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
寒 河 江 市 立 病 院	寒河江市大字寒河江字塩水80番地	平成23年4月11日から 平成26年4月10日まで
山 形 県 立 河 北 病 院	西村山郡河北町谷地字月山堂111番地	平成23年4月11日から 平成26年4月10日まで
朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地	平成23年4月11日から 平成26年4月10日まで
山 形 県 立 新 庄 病 院	新庄市若葉町12番55号	平成23年4月11日から 平成26年4月10日まで
日 本 海 総 合 病 院	酒田市あきほ町30番地	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
酒 田 市 立 八 幡 病 院	酒田市小泉字前田37番地	平成23年4月11日から 平成26年4月10日まで

山形県告示第167号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
町立金山診療所	最上郡金山町大字金山548番地の2	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

山形県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
東 根 市	柏 原	元気な地域づくり交付金	平成23年2月18日

山形県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市大字荻袋字西荻原1490番116から 同 121まで	旧	13.5メートル } 12.0	メートル 160
同 上	新	16.0メートル } 12.0	同 上

山形県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字荻袋字西荻原1490番116から
同 121まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月11日

山形県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市関川字下山70番2から		旧	5.3メートル	メートル 75
同 72番2まで			4.8	
同	上	新	6.0メートル 4.8	同上

山形県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。
 平成23年3月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市北千日町142番から		旧	13.0メートル	メートル 314
同 光ヶ丘一丁目21番54まで			10.5	
同	上	新	25.0メートル 13.0	同上

山形県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。
 平成23年3月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡三川町大字押切新田字瀧44番から		旧	14.6メートル	メートル 6
同 上まで			14.6	
同	上	新	14.6メートル 14.1	同上

山形県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。
 平成23年3月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市関川字下山70番2から

- 同 72番2まで
3 供用開始の期日 平成23年3月11日

山形県告示第175号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東根市神町北部土地
区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東根市神町北部土地区画整理事業地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成22年8月4日から平成23年3月1日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、出来形確認測量図作成）

山形県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種 類 東根都市計画公園
(2) 名 称 5・6・1号大森山公園
- 2 都市計画を変更した土地の区域
(1) 追加する部分 東根市大字東根元原方字大森北
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第177号

次の開発行為は、完了した。

平成23年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成22年12月8日 指令村総建第5033号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
上山市二日町字堀込99番3、関根字下原216番2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
上山市八日町2番20号
有限会社山形第一不動産

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

山形県公安委員会

委員長 中 山 眞 一

山形県公安委員会規則第1号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第15号中「総務企画課及び人材育成課」を「警務部に置く課」に改める。

第16条第5号を削る。

第19条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第39条の表中

警 務 課	犯罪被害者支援室	第14条第8号から第10号までに掲げる事務	を
-------	----------	-----------------------	---

警 務 課	総 括 室	第14条第15号に掲げる事務	に、
	犯罪被害者支援室	第14条第8号から第10号までに掲げる事務	

「献血運動推進全国大会
警衛警備準備室」を「献血運動推進全国大会
警衛警備対策室」に改める。

第40条第1項の表中

監 査 室	監 査 室 長	上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、 所属の職員を指揮監督する。	を
-------	---------	--------------------------------------	---

監 査 室	監 査 室 長	上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、 所属の職員を指揮監督する。	に、
総 括 室	総 括 室 長	上司の命を受け、総括室の事務を掌理し、 所属の職員を指揮監督する。	

献血運動推進全国大会 警衛警備準備室	献血運動推進全国大会 警衛警備準備室長	上司の命を受け、献血運動推進全国大会警 衛警備準備室の事務を掌理し、所属の職員 を指揮監督する。	を
-----------------------	------------------------	--	---

献血運動推進全国大会 警衛警備対策室	献血運動推進全国大会 警衛警備対策室長	上司の命を受け、献血運動推進全国大会警 衛警備対策室の事務を掌理し、所属の職員 を指揮監督する。	に改める。
-----------------------	------------------------	--	-------

第40条第2項の表中

地 域 課	地 域 指 導 官	上司の命を受け、第20条第1号及び第2号 （警察用航空機の運用に関するものを除 く。）に掲げる事務に関する指導業務を処 理し、関係事務を整理する。	を
-------	-----------	--	---

地 域 課	地 域 指 導 官	上司の命を受け、第20条第1号及び第2号 （警察用航空機の運用に関するものを除 く。）に掲げる事務に関する指導業務を処 理し、関係事務を整理する。	に、
通 信 指 令 課	通 信 指 令 指 導 官	上司の命を受け、第20条の2第2号に掲げ る事務に関する指導業務を処理し、関係事 務を整理する。	

「刑事調査官」を「統括検視官」に、

警備第二課	警備指導官	上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
-------	-------	--	---

警備第二課	警備指導官	上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に改める。
	献血運動推進全国大会警衛警備対策官	上司の命を受け、第37条第6項に掲げる事務のうち献血運動推進全国大会に関する事務を整理する。	

第42条第1項の表中

統括少年補導専門官	上司の命を受け、少年補導及び少年相談に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
-----------	---	---

統括少年補導専門官	上司の命を受け、少年補導及び少年相談に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に改める。
検視官	上司の命を受け、第24条第8号に掲げる事務を処理し、関係事務を整理する。	

別表第2号の表中

	吹浦駐在所	飽海郡遊佐町吹浦	を
	西浜駐在所	飽海郡遊佐町菅里	

	吹浦駐在所	飽海郡遊佐町吹浦	に改める。
--	-------	----------	-------

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第40条第2項の表の改正規定中

地域課	地域指導官	上司の命を受け、第20条第1号及び第2号（警察用航空機の運用に関するものを除く。）に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
-----	-------	--	---

地域課	地域指導官	上司の命を受け、第20条第1号及び第2号（警察用航空機の運用に関するものを除く。）に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に改める部分及び
通信指令課	通信指令指導官	上司の命を受け、第20条の2第2号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

「刑事調査官」を「統括検視官」に改める部分並びに第42条の表の改正規定は、公布の

日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,292人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 227,431人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,105人	村山市	7,614人	西村山郡	12,323人
米沢市	23,779人	長井市	8,070人	最上郡	12,957人
鶴岡市	37,792人	天童市	16,827人	東置賜郡	11,857人
酒田市・ 飽海郡	35,541人	東根市	12,577人	西置賜郡	9,125人
新庄市	10,512人	尾花沢市・ 北村山郡	7,745人	東田川郡	8,565人
寒河江市	11,643人	南陽市	9,336人		
上山市	9,555人	東村山郡	7,613人		

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子

俊 彦

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「広域捜査官」を

「広域捜査官」に改め、同項職級5の欄中「方面隊長」を「方面隊長
統括検視官」に改め、同項職級5の欄中「方面隊長」を「方面隊長
検視官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月11日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

別表第12の2中

宮 城 県	仙 台 市	5 級 地	を
宮 城 県	仙 台 市	5 級 地	に改める。
	多 賀 城 市	6 級 地	

附 則

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月11日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第3条の3中「刑事調査官」を「統括検視官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成23年3月11日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院医事経営課医事係 新庄市若葉町12番55号
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成23年2月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 5 落札金額 139,230,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年12月28日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成20. 4. 11	第1933号	604	17		

誤

同	上	新	18.0 } 12.0	メートル	960	メートル
---	---	---	-------------------	------	-----	------

正

同	上	新	10.0 } 6.8	メートル	同	上
同	上		18.0 } 12.0	メートル	960	メートル

平成22. 9. 3	第2174号	955	下から12	1730-21、1730-21	1730-21、1730-22
同	同	同	下から6	字菖蒲	字館山

平成23年 3月11日印刷
平成23年 3月11日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056